

重要事項説明書

あなたに対する訪問介護サービスの提供開始にあたり、倉敷市規則第14号第4条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者概要

事業所名称	ヘルパーステーション ちどり
事務所の所在地	倉敷市水島東千鳥町2-6
法人種別	社会福祉法人 きょうどう福祉会
代表者	竹永 徹
電話番号	086-444-3322
居宅介護サービスの種類	訪問介護 介護保険法に基づく第1号訪問介護事業（介護予防訪問介護相当サービス）

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	ヘルパーステーション ちどり
指定番号	倉敷市 3370203261
所在地	倉敷市水島東千鳥町2-6

3. 事業の目的と運営方針

(事業の目的)

ヘルパーステーションが行う指定訪問介護事業及び介護保険法に基づく第1号訪問介護事業（介護予防訪問介護相当サービス）は、適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護研修の修了者が要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定訪問介護事業及び介護保険法に基づく第1号訪問介護事業（介護予防訪問介護相当サービス）を提供することを目的とします。

(運営の方針)

事業所の訪問介護等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、この有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の世話、その他生活介護にわたる援助を行います。

4. ご利用事業所の職員体制

当事業所の従業員の職種	員数
管理者	1名（常勤）
サービス提供責任者	名（常勤） 名（非常勤）
訪問介護員研修修了者（2級）	名
介護福祉士	名

5. 営業時間

営業日（事業所の開いている時間）	月曜日から金曜日（祝日は除く） 8:30～17:30 年末年始：12月31日～1月3日は休み
サービス提供時間	毎日7時から21時（ただし、緊急の場合にはサービスの提供を行います。）

6. 利用料

- ① 指定訪問介護事業及び介護保険法に基づく第1号訪問介護事業（介護予防訪問介護相当サービス）が介護保険の適応を受ける場合、別紙 <重要事項説明書による利用料金表> の保険適用時負担額をお支払いいただきます。
- ② 提供を受ける訪問介護が、介護保険の適応を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。
- ③ 事業者は、あなたに対し毎月20日頃までにサービス内容・種類・提供回数など1ヵ月のサービス利用の内訳を記載した利用料明細書を作成し、請求書を送付します。
- ④ 毎月の利用料は担当者が集金にお伺いいたします。指定の振込口座もご利用下さい。
- ⑤ 毎月の利用料は翌月末日に事前にお届出の郵便局口座にて引き落としされます。（ケアハウス居住の方のみ） ※他のお支払方法をご希望の方はお申し出ください。
- ⑥ 交通費は必要ありません。ただし、通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護に要した交通費は、超えた地点からその実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費はガソリン1Lあたりの走行距離を8kmとし、ガソリン1Lを110円で計算した金額をいただきます。

7. 緊急時の対応

指定訪問介護事業及び介護保険法に基づく第1号訪問介護事業（介護予防訪問介護相当サービス）の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行うとともに、管理者へ報告いたします。

8. 事故発生時の対応

利用者が安心して指定訪問介護事業及び介護保険法に基づく第1号訪問介護事業（介護予防訪問介護相当サービス）の提供が受けられるよう、利用者に対する指定訪問介護事業及び介護保険法に基づく第1号訪問介護事業（介護予防訪問介護相当サービス）の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行うなど必要な措置を行います。また、利用者に対する指定訪問介護事業及び介護保険法に基づく第1号訪問介護事業（介護予防訪問介護相当サービス）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9. 秘密保持

事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を得ない限り、それらの個人情報を用いません。

10. 保険給付の請求のための証明書の交付

サービス利用証明書が必要な場合は、いつでも交付しますので、お申し出ください。

年 月 日

11. その他

訪問介護職員は、①医療行為を行うことができません。

②各種支払いや年金等の管理・金銭の貸借など、金銭を取り扱うことはできません。

③利用者のための日常の家事・介護を行う業務なので、庭木の剪定や大掃除・他の家族の食事の用意などすることはできません。

当事業者は、居宅介護サービスの提供にあたり、サービス内容説明書及び、重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

社会福祉法人 きょうどう福祉会 理事長 竹永 徹
居宅サービス事業所

ヘルパーステーション ちどり
倉敷市東千鳥町2-6

説明者 サービス提供責任者

印

12. 苦情処理相談窓口

利用者相談窓口	利用時間 月曜日から金曜日 8:30~17:30
電話での苦情・相談受付時間 ヘルパーステーション ちどり	365日午前7時から午後9時まで 担当者 白石憲子 電話 086-444-3322
倉敷市介護保険課	電話 086-426-3343 8:30~17:15 (土日祝日を除く)
岡山県国民健康保険団体連合会	電話 086-223-8811 8:30~17:00 (土日祝日を除く)

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項の説明を受けサービス提供の開始について同意しました。

利用者 住所

氏名

印

円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ① 苦情処理に当たっては、常に利用者の立場に立って対応する。
- ② 苦情処理台帳（ヒヤリ・ハット）に記入する。
- ③ 苦情処理方法を記載し、管理者決裁する。
- ④ 苦情処理方針についての関係者との連携を行う。
- ⑤ 苦情内容の改善について利用者に確認を行う。
- ⑥ 苦情処理は1日以内に行われることを原則とする。
- ⑦ 苦情処理についての結果を記入し完結の日から5年間保存する。

利用者の家族 住所

続柄 () 氏名

印